１．件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内のマスク着用基準の変更）に係る面談
２．日時：令和３年５月１３日（木）１０時１５分～１１時３５分
３．場所：原子力規制庁　６階会議室
４．出席者
原子力規制庁
原子力規制部　東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社　福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所　担当２名（テレビ会議システムによる出席）

５．要旨
- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、１２月７日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請に関し、以下の指摘を行った。
  - 実施計画変更前で用いている「高濃度粉じん作業」と変更後の「ダストが舞い上がる作業」についての関係を説明すること。
  - 全面マスク着用不要エリアの設定条件として、不測の事態の備え全面マスク着用の指示の一斉放送が聞こえる場所か PHS による連絡が可能な場所としているが、今回の変更申請でマスク着用不要となる場所についても、一斉放送もしくは PHS によりその指示を受けることが可能であることについて説明すること。
  - ２０２０年８月に発生した３号タービン屋上部雨水対策工事における顔面汚染の再発防止対策について、本申請にはどのように反映されているかについて説明すること。
- 東京電力から、上記の指摘内容を確認し、後日対応する旨の回答があった。

６．その他
資料：なし